

吉賀町有機農業推進計画

平成 27 年3月31日改定

吉 賀 町

目 次

はじめに

I 有機農業の取組の現状と課題

II 取り組みの目標と具体的な推進事項

1 生産の推進

2 流通・販売促進

3 普及啓発活動

III 計画の推進方法及び推進体制

1 調査の実施と意見の反映

2 有機農業を推進する連携体制の構築

3 事業計画の策定

4 推進計画の見直し

吉賀町有機農業推進計画

平成 20 年 2 月 22 日策定

平成 27 年 3 月 31 日改定

吉 賀 町

はじめに

「有機農業とは」

— どうも「有機農業」という言葉は解釈がまちまちなのです。一般的には、無農薬農業とか無化学肥料農業ということから出発したことは事実です。私自身も当初はそういう考えだった。しかし、実際に有機農業が実施され、継続的に実践される過程のなかで自覚してきたことは、「有機農業」とは技術的様式の問題ではなくて、生活上の価値観の問題だということです。—

これは、日本における有機農業運動の第一人者である一楽^{いちらくてるお}照雄さん(1906-1993)の言葉です。

一楽さんが提唱した有機農業は、「自立・互助」という思想のもと、自給と提携を基本にしながら、本当の農業、あるべき形の農業の実現を目指した草の根運動でした。

その後、有機農業という言葉が認知されてきた現在、高付加価値農業といった考え方や農法や技術のひとつというとらえ方など、その解釈やアプローチの仕方は様々です。

そんな中、“有機農業の推進に関する法律”が平成 18 年 12 月 15 日に制定されたことにより、以後、一般的に有機農業は次のとおり定義されることになりました。

(定義)

第 2 条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

「柿木村の有機農業」

1970 年代後半、柿木村の一部の住民から有機農業がはじまりました。一楽照雄さんが提唱する有機農業運動の流れを汲み、自給と提携を基本とした有機農業を行っていました。その活動が徐々に広がりを見せていく中、村の総合振興計画の策定にあたり、コンサルタント会社から人口対策の一環として有機農業を村の施策として取り入れてはどうかという提言がありました。当時、村の主な特産物であったシイタケ、クリ、ワサビなどの生産額が右肩下がりの中、規模はまだ小さかったものの有機農業だけは数字が伸びていました。柿木村はこの提言を村の存続に必要なこととしてとらえ、「健康と有機農業の里づくり」を村づくりの基本方針にすることにしました。この方針を打ち出した 1991 年当時、まだまだ認知が低かった有機農業を行政の施策として取り入れたことは、当時としては他に類をみないことでした。今でこそ国をはじめとして有機農業の推進を掲げる自治体が増えてきていますが、30 数年前に取り組んだ柿木村はパイオニアといえます。

「有機農業をとりまく環境」

有機農業者の全国の農家戸数に占める割合は 0.47%、流通量でいえば 0.35%、栽培面積では 0.36% (NPO 法人 MOA 自然農法文化事業団「平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書」より)でしかありません。しかし、30 歳以下の新規就農者の約 6 割が就農の動機として「有機農業がしたい」と答えているという全国新規就農相談センターによるデータからも、若い人にとって有機農業は魅力ある農業とされているこ

とがわかります。

様々な食品偽装問題や東日本大震災の影響もあり、安心、安全な食への関心は高まりを見せています。環境に配慮した農業、ホンモノの食、本当のおいしさを求める人は増えています。

「吉賀町と有機農業」

平成 17 年 10 月に柿木村と六日市町が合併して吉賀町が誕生しました。平成 19 年 12 月に策定された「吉賀町まちづくり計画」の中では、産業振興施策の中のひとつに有機農業の推進が掲げられています。

近年、田舎や農村の暮らしへの志向が高まりをみせる中、吉賀町へも移住相談の問い合わせは年々増えており、実際に移住してこられた方達の多くが有機農業に取り組んでおられます。

吉賀町は、清流高津川の上流に位置し、四季の変化に富んだ、豊かな自然に恵まれた土地です。

吉賀町にとって有機農業とは、中山間地の恵まれた自然を生かしながら、環境と調和のとれた農業を行うことにより、豊かな魅力ある暮らしを実現するためのひとつの手段であるということができます。

柿木村の時代から 30 年以上にわたって続けられてきた有機農業の歴史、豊かな自然、地理的条件・・・この町がもつ数々の強みを活かしながら、吉賀町の希望ある未来の実現を目指して吉賀町有機農業推進計画を策定します。

I 有機農業の取組の現状と課題

旧柿木村では自給をベースとした有機農業を展開してきました。消費者グループ、生協、スーパー、学校給食などで、消費者と生産者の顔の見える関係を大切にしながら販路を獲得してきました。

旧六日市町においては、有機農業にはなじみの薄い地域でしたが、ここ数年は有機農業に取り組む個人、グループが徐々に現われてきています。

有機農業への関心は高まりをみせていますが、推進にあたっては次のような課題もあります。

【担い手の育成、生産技術の向上】

生産者の高齢化が進んでいます。これまで主流となっていた、夫婦のどちらかが勤めに出てどちらかが家で農業に従事するという兼業農家のスタイルは、共働きの増加により少なくなっています。就農を希望してU・Iターンされる方の多くは、主に農業で生計をたてたいという人か、農業とそれ以外の仕事による収入で生計をたてるいわゆる半農半Xを目指す人のどちらかです。また、就農を希望する人が必ずしも、農業の基礎的知識、技術を持ちあわせている訳ではありませんし、農業で所得を得るという点においてひとつのハードルとなっています。

目指す農業のスタイルはいろいろあってよいと思いますが、最低限の基礎的な知識や技術の習得、栽培の目合わせは必要です。野菜づくりの技術は生産者個人にゆだねられているというのが現状です。生産者がひとりではできないことには限りがあります。生産者同士の横のつながりをつくり、必要な場面では協力できる体制も必要です。栽培指導体制の強化や、生産者が学び続けるための情報や機会の提供により、生産、経営を安定させることが求められます。

【販路の開拓、情報発信】

生産者の高齢化にともない、流通・販売先の固定化がみられます。有機農業の基本であった“提携”は消費者が生産者を買って支えるという個人と個人の密接なつながりにより成り立っていました。

物流が発達した今、国内であればほとんどの場所に今日送って翌日には荷物を届けることができます。生産者層の変化や消費者のライフスタイルの変化に応じて、新たな流通・販売方法も求められています。吉賀町は地理的条件からしても、大規模な生産にむいている土地ではありません。生産に応じた新たな販路の開拓を行い、新しいかたちの“提携”のスタイルについても模索していかなくてはなりません。

広島で開催された有機農産物マッチングフェアの会場でも、大阪にある著名な自然食品店から、吉賀町の有機野菜を取り扱いたいという依頼がありました。素性のはっきりした野菜の引き合いは増えています。

インターネットをはじめとする様々なツールを使って、生産者、販売者がきめ細やかな情報発信を行うことにより、多くの人に知ってもらうことが、吉賀町のファンを増やしていくことにつながっていくと考えられます。

II 取り組みの目標と具体的な推進事項

1 生産の推進～有機農業に取り組みやすい環境の整備

目標

農業者が継続して有機農業に取り組むことができる体制を整備し、有機農業に取り組む者を増やすとともに有機農産物の安定的な生産を目指す。

(1) 新たに有機農業を行おうとする者への支援

- ① 相談、受け入れ体制の充実
- ② 有機農業塾の開催
- ③ 各種支援制度の活用

(2) 有機農業に関する技術の開発及び普及の促進

- ① 技術研修会の開催
- ② 技術指導体制の強化
- ③ 有機野菜苗の生産供給
- ④ 土づくりのための指導、支援
- ⑤ 特色のある品種、新規技術の導入にむけた調査・研究

(3) 生産にかかる環境整備

- ① JAS法をはじめとした各種認証取得の推進
- ② 地域資源を活用した堆肥や資材利用の促進
- ③ 農法が異なる者同士の相互理解の促進
- ④ 各種助成制度の活用

2 流通・販売促進～生産の現場とリンクした、多様な流通・販売体制の整備

目標

既存の流通・販売体制の充実と生産に応じた新たな販路の開拓により、生産者の所得確保や生きがいづくりにつなげていく。

(1) 地産地消の推進、地域内流通の促進

- ① 学校給食、飲食店をはじめとする地元での消費率の向上
- ② 産直市の活性化

(2) 有機農業で生産される農産物の流通の拡大

- ① 消費者グループ、生協をはじめとする既存の流通の強化
- ② 新たな販路の開拓
- ③ 有機農産物を使った加工品づくり

3 普及啓発活動～吉賀町の有機農業を知ってもらい広めていく

目標

有機農業に対する理解と関心を得るための活動や情報発信を通じて、吉賀町の有機農業を多くの人に知ってもらい、吉賀町のファンを増やしていく。

- (1) 有機農業への理解と関心の増進
 - ① 有機農業推進講演会やイベントの開催
 - ② 各種の情報発信ツールの活用
- (2) 消費者に対する情報提供
 - ① 消費者の理解促進につながる交流イベントの開催
 - ② 有機農産物等の生産者情報、販売所等の紹介
 - ③ 暮らしを含めた町の情報発信の推進
- (3) 有機農業で生産される農産物の信頼の確保
 - ① JAS 法に基づく適正な表示の徹底
 - ② 栽培履歴の取組拡大
- (4) 有機農業を広めるための活動
 - ① 消費者、都市との交流の推進
 - ② 食農教育、農業体験の実施

Ⅲ 計画の推進方法及び推進体制

1 調査の実施と意見の反映

有機農業の推進に必要な施策を検討するために、生産、流通及び販売状況の把握や消費者ニーズの把握等、必要に応じて調査を実施する。

また、推進にあたっては各種調査等の結果や「吉賀町有機農業推進協議会」の場等を通じ、様々な立場からの意見の反映に努める。

2 有機農業を推進する連携体制の構築

(1) ネットワーク体制の構築

生産から消費まで、有機農業の推進に取り組む関係者がそれぞれの立場や考えを尊重しながら連携を図り、有機農業を推進するためのネットワーク体制の構築を進める。

(2) 関係機関等との連携

国、県、農業団体、民間団体、関係部局等と協力・連携し有機農業の推進を図る。

3 推進計画の見直し

情勢の大きな変化や施策の推進状況等により、必要な場合は、随時見直しを行う。